

○ 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）

改正案	現行
<p>（特定投資家に準ずる者）</p> <p>第十六条の三 法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれる公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金（以下単に「厚生年金基金」という。）（同法附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百三十六条の三第四項に規定する年金給付等積立金の管理及び運用の体制が整備され、かつ、同法第百七十六条第二項の規定による届出がされて</p> <p>いるものに限る。）及び企業年金基金</p> <p>二・三（略）</p> <p>（契約締結前交付書面の記載方法）</p> <p>第七十九条（略）</p>	<p>（特定投資家に準ずる者）</p> <p>第十六条の三 法第二十九条の五第三項に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。</p> <p>一 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、その保有する資産（第六十二条第二号イからトまでに掲げるものに限る。以下この条において同じ。）の合計額が百億円以上であると見込まれる厚生年金基金及び企業年金基金</p> <p>二・三（略）</p> <p>（契約締結前交付書面の記載方法）</p> <p>第七十九条（略）</p>

2 (略)

3 金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面には、第八十二条第一号に掲げる事項、第九十二条の二第一項第三号に掲げる事項（その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分（法第二十条第二項第五号又は第六号に掲げる権利をいう。以下同じ。）のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるものの売買その他の取引に係るものである場合に限る。）及び法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第八十七条 その締結しようとする金融商品取引契約が出資対象事業持分の売買その他の取引に係るもの（以下この条において「出資対象事業持分取引契約」という。）である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

2・3 (略)

2 (略)

3 金融商品取引業者等は、契約締結前交付書面には、第八十二条第一号に掲げる事項及び法第三十七条の三第一項各号に掲げる事項のうち顧客の判断に影響を及ぼすこととなる特に重要なものを、日本工業規格Z八三〇五に規定する十二ポイント以上の大きさの文字及び数字を用いて当該契約締結前交付書面の最初に平易に記載するものとする。

（出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則）

第八十七条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二十条第二項第五号又は第六号に掲げる権利（以下「出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るもの（以下この条において「出資対象事業持分取引契約」という。）である場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、第八十三条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一～三 (略)

2・3 (略)

(外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第八十八条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第六号に掲げる権利（以下「外国出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 外国出資対象事業持分の発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあっては、その名称及び当該監督の主な内容

三 五 (略)

2・3 (略)

(事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十二条の二 その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるもの（以下この条において「事業型出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める

(外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第八十八条 その締結しようとする金融商品取引契約が法第二条第二項第六号に掲げる権利（以下「外国出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める事項は、前条第一項に規定する事項のほか、次に掲げる事項とする。

一 (略)

二 外国出資対象事業持分の発行者が監督を受けている外国の当局の名称及びその主な内容

三 五 (略)

2・3 (略)

(事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の記載事項の特則)

第九十二条の二 その締結しようとする金融商品取引契約が、出資対象事業持分のうち当該出資対象事業持分に係る出資対象事業が主として有価証券又はデリバティブ取引に係る権利に対する投資を行う事業以外の事業であるもの（以下この条において「事業型出資対象事業持分」という。）の売買その他の取引に係るものである場合における法第三十七条の三第一項第七号に規定する内閣府令で定める

事項は、第八十七条第一項に規定する事項（当該金融商品取引契約が外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係るものである場合にあっては第八十八条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が第九十一条第四項第三号に掲げるものの売買その他の取引に係るものである場合にあっては同条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が競走用馬投資関連業務に係る取引に係るものである場合にあっては前条第一項に規定する事項）のほか、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

三 事業型出資対象事業持分の売買その他の取引に係る契約の特性及び当該特性を理解した上で投資を行うべきである旨

四 出資対象事業に係る資金の流れに関する次に掲げる事項

イ 事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産の使途の具体的な内容及び当該金銭その他の財産の各使途への配分に係る方針

ロ 事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割

五 事業型出資対象事業持分を有する者から出資又は拠出を受けた金銭その他の財産に係る外部監査の有無及び当該外部監査を受ける場合にあっては、当該外部監査を行う者の氏名又は名称

2・3（略）

事項は、第八十七条第一項に規定する事項（当該金融商品取引契約が外国出資対象事業持分の売買その他の取引に係るものである場合にあっては第八十八条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が第九十一条第四項第三号に掲げるものの売買その他の取引に係るものである場合にあっては同条第一項に規定する事項、当該金融商品取引契約が競走用馬投資関連業務に係る取引に係るものである場合にあっては前条第一項に規定する事項）のほか、次に掲げる事項とする。

一・二（略）

（新設）

（新設）

（新設）

2・3（略）

(禁止行為)

第十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十三 (略)

十四 有価証券の売買その他の取引若しくは有価証券に係るデリバティブ取引(以下この号において「売買等」という。)又はそれらの媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘し、又は当該法人関係情報に基づいて当該顧客に対し売買等をするを勧め勧誘する行為

十五 法第六十六条第二項第一号イ又は同項第九号ロに規定する募集(法第六十三条第一項に規定する上場会社等の発行する有価証券に係るものに限る。)について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める措置を講ずることなく、当該調査の対象者(以下この号において「調査対象者」という。)又は第三者が委託若しくは当該募集に係る法人関係情報の提供を受けて当該調査を行う場合における当該第三者に対し、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為

イ・ロ (略)

十六〇三十四 (略)

二〇二二 (略)

(禁止行為)

第十七条 法第三十八条第七号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一〇十三 (略)

十四 有価証券の売買その他の取引又は有価証券に係るデリバティブ取引若しくはその媒介、取次ぎ若しくは代理につき、顧客に対して当該有価証券の発行者の法人関係情報を提供して勧誘する行為

十五 法第六十六条第二項第一号イに規定する募集(法第六十三条第一項に規定する上場会社等の発行する有価証券に係るものに限る。)について、当該募集に係る有価証券に対する投資者の需要の見込みに関する調査を行う場合において、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める措置を講ずることなく、当該調査の対象者(以下この号において「調査対象者」という。)又は第三者が委託若しくは当該募集に係る法人関係情報の提供を受けて当該調査を行う場合における当該第三者に対し、当該募集に係る法人関係情報を提供する行為

イ・ロ (略)

十六〇三十四 (略)

二〇二二 (略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百二十五条の二 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。)

イ (略)

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券

ハ (略)

ニ イからハまでに掲げる有価証券を受託有価証券(令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。)とする有価証券信託受益証券(同号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。)

ホ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイからハまでに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2  
2  
4  
(略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百二十五条の二 法第四十条の四に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。)

イ (略)

(新設)

ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる有価証券を受託有価証券(令第二条の三第三号に規定する受託有価証券をいう。以下同じ。)とする有価証券信託受益証券(同号に規定する有価証券信託受益証券をいう。以下同じ。)

ニ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2  
2  
4  
(略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百七十五条の二 法第六十六条の十四の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。)

イ (略)

ロ 法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券のうち、投資証券又は外国投資証券で投資証券に類する証券

ハ (略)

ニ イからハまでに掲げる有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券

ホ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイからハまでに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2  
4 (略)

(一般投資家に含まれない者)

第二百七十五条の二 法第六十六条の十四の二に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一・二 (略)

三 当該特定投資家向け有価証券(次に掲げるものに限る。)の発行者の役員等(当該特定投資家向け有価証券の買付け(当該発行者の他の役員等と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に買付けを行うことを内容とする契約であつて各役員等の一回当たりの拠出金額が百万円に満たないものに基づいて行うものに限る。)を行う者に限り、第一号に掲げる者を除く。)

イ (略)

(新設)

ロ (略)

ハ イ又はロに掲げる有価証券を受託有価証券とする有価証券信託受益証券

ニ 法第二条第一項第二十号に掲げる有価証券でイ又はロに掲げる有価証券に係る権利を表示するもの

2  
4 (略)

改正案

現行

別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係）  
（日本工業規格 A 4）

別紙様式第十二号（第七十二条第一項、第八十二条第一項関係）  
（日本工業規格 A 4）

（略）

（略）

1 業務の状況

1 業務の状況

（略）

（略）

(4) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況

(4) 自ら行った委託者指図型投資信託及び外国投資信託の受益証券等の募集等に係る業務の状況

①～⑤ （略）

①～⑤ （略）

⑥ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券一覧表

（新設）

出資対象事業持分の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考
			円 □ ( )	円	
			円 □ ( )	円	
			円 □ ( )	円	
合計額			円 ( )	円	うち適格機関投資家向け 本

（注意事項）

1 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、出資者が適格機関投資家のみである法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「出資対象事業持分の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる（「総出資額」及び「純資産額」の「合計額」については、出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券についても含めて記載すること。）。

当事業年度において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券に係る出資対象事業持分についても記載すること。



改正案

現行

2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ただし、ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。この場合、その旨及び当該基準時を「備考」の欄に記載すること。

3 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、当該ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。

⑦ 募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券の状況

(新設)

出資対象事業持分の名称				
出資対象事業の内容				
出資者数	適格機関投資家		適格機関投資家以外の者	
	うち個人		うち個人	
	名	名	名	名
計				
出資形態				
募集・私募の別				
発行者の名称				
外国の者である場合 国名、監督当局等				
設定年月日				
募集・私募の期間				
存続期間の終期				
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額	
	円 口 ( )	円 口	円	
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率	
	円	円	%	

## 改正案

## 現行

	1口当たり純資産額	1口当たり純資産額(1年前)	
	円	円	
総資産額	総資産額	総資産額(1年前)	増減率
	円	円	%
ファンドの資産構成	区分	金額	備考
	現金・預金	円	
	有価証券	円	
	デリバティブ資産	円	
		円	
		円	
	合計	円	
配当	配当利回り	直近1年間の総支払配当額	
	%	円	
想定配当等利回り	%		
解約額	円	口	名
償還額	円	口	名
ファンドの財務諸表監査の有無			
出資金払込口座の所在地			
資金の流れ			

## (注意事項)

1 法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券について、出資対象事業持分ごとに表を作成して記載すること。ただし、出資者が適格機関投資家のみである法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券については、「出資対象事業持分の名称」の欄に、出資対象事業持分の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。

当事業年度において募集又は私募の実績がなくとも、過去に募集又は私募を行った法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券に係る出資対象事業持分についても記載すること。

2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載す

改正案	現行
<p>ること。</p> <p>3 「出資対象事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。</p> <p>4 「出資形態」の欄には、「民法第 667 条第 1 項に規定する組合契約」、「商法第 535 条に規定する匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約に関する法律第 3 条第 1 項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利」、「社団法人の社員権」、「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的に、その内容を記載すること。なお、外国の法令に基づく権利にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。</p> <p>5 「発行者の名称」の欄に記載する発行者が、外国の者である場合にあつては、当該国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあつては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。</p> <p>6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び出資対象事業持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、計算期間が 1 年でない場合は、直近の 1 年間に於いて新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。</p> <p>「総出資額（1 年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び出資対象事業持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が 1 年でない場合は、基準時の 1 年前の日の直前の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。</p> <p>7 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券及びデリバティブ資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。</p> <p>また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額・数量）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。</p> <p>なお、有価証券の資産の区分のうち非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額・数量）についても記載すること。</p> <p>8 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、法第 2 条第 2 項第 5 号又は第 6 号に係るみなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。</p> <p>9 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載し、「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が 1 年でない場合は、直近の 1 年間に於いて解約又は償還を行った分を記載すること。</p> <p>10 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する</p>	

改正案

現行

国又は地域の名称を記載すること。

11 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。

⑧ 令第1条の9の2各号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況  
(略)

(16) みなし有価証券の売買等の状況

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。

① みなし有価証券の売買又は売買の媒介等の状況  
(略)

② 売買又は売買の媒介等を行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	発行者	発行者との関係内容

(注意事項)

「発行者との関係内容」の欄には、みなし有価証券の売買又は売買の媒介等を行う者と発行者との関係内容を記載すること。

③ みなし有価証券の売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの状況  
(略)

④ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券一覧表

権利の名称	設定年月日	存続期間の終期	総出資額	純資産額	備考
			円 〇 ( )	円	
			円 〇 ( )	円	
			円 〇 ( )	円	
			円 〇 ( )	円	うち関係会社以外の発行 本 うち適格機
合計額			円 ( )	円	

⑥ 令第1条の9の2各号に掲げる有価証券の募集又は私募の状況  
(略)

(16) みなし有価証券の売買等の状況

法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利について記載する。

① みなし有価証券の売買又は売買の媒介等の状況  
(略)  
(新設)

② みなし有価証券の売出し又は募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いの状況  
(略)  
(新設)

改正案

現行

			関投資家向け 本
--	--	--	-------------

(注意事項)

1 みなし有価証券ごとに分けて設定年月日の順に記載すること。ただし、発行者が関係会社（親法人等、子法人等又は第 126 条第 3 号に規定する関係外国法人等をいう。(16)において同じ。）以外であって、発行者から記載事項に係る情報を入手できないみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、その旨、情報を入手できない理由及び当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる。また、出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「合計額」の「備考」の欄に、当該みなし有価証券の本数を記載すれば、「権利の名称」、「設定年月日」、「存続期間の終期」、「総出資額」、「純資産額」の記載を省略することができる（「総出資額」及び「純資産額」の「合計額」については、発行者が関係会社以外のみなし有価証券及び出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券についても含めて記載すること。）。

当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。

2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ただし、ファンド（みなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。この場合、その旨及び当該基準時を「備考」の欄に記載すること。

3 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び発行単位総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及びその数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。

⑤ 売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券の状況

(新設)

権利の名称			
事業の内容			
出資者数	適格機関投資家	適格機関投資家以外 の者	計
	うち個人	うち個人	

改正案

現行

	名	名	名	名	名
有価証券の種類					
売出し・募集・私募の別					
発行者の名称	外国の者である場合 国名、監督当局等				
設定年月日					
売出し・募集・私募の期間					
存続期間の終期					
出資額	総出資額	総出資額 (1年前)	1口当たりの出 資額		
	円 口 ( )	円 口	円		
純資産額	純資産額	純資産額 (1年前)	増減率		
	円	円	%		
	1口当たり純資 産額	1口当たり純資 産額(1年前)			
	円	円			
総資産額	総資産額	総資産額 (1年前)	増減率		
	円	円	%		
ファンドの資産構成	区分	金額	備考		
	現金・預金	円			
	有価証券	円			
	デリバティブ資 産	円			
		円			
		円			
	合計	円			
配当	配当利回り	直近1年間の総支払配当額			
	%	円			
想定配当等利回り	%				
解約額	円	円	名		
償還額	円	円	名		
ファンドの財務諸表監査の					

## 改正案

## 現行

有無	
発行者との関係	
出資金払込口座の所在地	
資金の流れ	

## (注意事項)

- 1 みなし有価証券ごとに表を作成して記載すること。ただし、発行者が関係会社以外であって、発行者から記載事項に係る情報を入手できないみなし有価証券又は出資者が適格機関投資家のみであるみなし有価証券については、「権利の名称」の欄に、権利の名称又は種類を記載し、「出資者数」の欄のみ記載すれば足りる。  
当事業年度において売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いの実績がなくとも、過去に売出し又は募集、売出し若しくは私募の取扱いを行ったみなし有価証券で、存続期間の終期が当事業年度以降に設定されているものについては、当該みなし有価証券についても記載すること。
- 2 本表は当事業年度末を基準時として作成すること。ファンド（みなし有価証券を有する者から出資又は拠出を受けた資産をいう。以下この注意事項において同じ。）の計算期間と金融商品取引業者の事業年度が異なる場合には、当事業年度末以前の直近の計算期間末を基準時として記載すること。
- 3 「事業の内容」の欄には、出資又は拠出を受けた金銭を充てて行う事業の内容を具体的に記載すること。
- 4 「有価証券の種類」の欄には、法第2条第2項各号の権利の別を記載すること。法第2条第2項第5号又は第6号に係るみなし有価証券に該当する場合は、「民法第667条第1項に規定する組合契約」、「商法第535条に規定する匿名組合契約」、「投資事業有限責任組合契約に関する法律第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約」、「有限責任事業組合契約に関する法律第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約に基づく権利」、「社団法人の社員権」、「その他の権利」の別について記載すること。また、「その他の権利」にあつては、具体的に、その内容を記載すること。なお、外国の法令に基づく権利にあつては、その準拠法の名称及び主な内容を記載すること。
- 5 「発行者の名称」の欄に記載する発行者が、外国の者である場合にあつては、当該国名及び当該発行者が監督を受けている外国の当局の有無並びに当該当局がある場合にあつては、その名称及び当該監督の主な内容を含めて記載すること。
- 6 「総出資額」の欄には、基準時におけるファンドの出資額の残高（累積出資額から償還・解約等された分を控除したもの）及び持分の総数を記載すること。このうち、当該ファンドの計算期間中に新規に出資又は拠出を受けた分については、下段に内書（括弧書）としてその金額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において新規に出資又は拠出を受けた分を記載すること。

改正案	現行
<p><u>「総出資額（1年前）」の欄には、基準時が含まれる計算期間の直前の計算期間末の総出資額及び持分の総数を記載すること。ただし、計算期間が1年でない場合は、基準時の1年前の日の直近の計算期間末における総出資額を、当該計算期間末の日付とともに記載すること。</u></p> <p><u>7 「ファンドの資産構成」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに残高（金額）を記載すること。現金・預金、有価証券及びデリバティブ資産以外の資産の区分に該当する資産については、具体的な資産の内容を記載した上で、残高（金額）を記載すること。</u></p> <p><u>また、「備考」の欄には、それぞれの資産の区分ごとに外国に所在する資産の残高（金額・数量）、割合及び邦貨換算した際の外国為替レートを記載すること。</u></p> <p><u>なお、有価証券の資産の区分のうち非上場株式に係るものが含まれている場合には、その旨及び残高（金額・数量）についても記載すること。</u></p> <p><u>8 「想定配当等利回り」の欄には、予定利回り、目標利回りその他の名称を問わず、みなし有価証券の取得勧誘時に顧客に提示した配当等の利回り（年率）を記載すること。</u></p> <p><u>9 「解約額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に解約を行った額の合計、その口数及びその人数を記載し、「償還額」の欄には、基準時が含まれる計算期間中に償還期限が到来して償還を行った額の合計、その口数及びその人数を記載すること。ただし、ファンドの計算期間が1年でない場合は、直近の1年間において解約又は償還を行った分を記載すること。</u></p> <p><u>10 「発行者との関係」の欄には、みなし有価証券の売出し又は募集若しくは売出しの取扱い又は私募の取扱いを行う者と発行者との関係内容を記載すること。</u></p> <p><u>11 「出資金払込口座の所在地」の欄には、顧客が出資金を払い込む口座の所在する国又は地域の名称を記載すること。</u></p> <p><u>12 「資金の流れ」の欄には、ファンドに係る送金若しくは送付又は管理若しくは保管を行う者の商号又は名称及び役割を記載すること。</u></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p>